

広島県告示第百五十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二七五号	東広島市黒瀬町兼広字鷹ノ巣八八五番九地先から 東広島市西条町馬木一二六一番八地先まで

二 指定する期日

平成二十七年三月十五日